

新旧対照表(PayPay加盟店規約)

項目	2021年9月30日まで	2021年10月1日以降
第13条の2	-	(早期振込サービス(都度)新設)
第14条5項	-	<p>(新設)</p> <p>当社は加盟店に対して、適用される決済システム利用料の料金プランを提示するものとします。当該料金プランに基づき、当社は毎月20日時点で加盟店の契約状態を確認し、翌月1日から末日利用分の決済システム利用料を確定します。加盟店は確定した決済システム利用料に同意するものとし、決済システム利用料の確定日が属する月の翌月1日から末日までに発生する取引に適用されます。</p>
第14条6項	<p>当社は、決済システム利用料の金額を変更する場合があります。決済システム利用料の金額を上げる場合、当社は加盟店に対し、事前にその内容を通知または公表することで決済システム利用料の金額を上げることができるものとします。</p>	<p>(料金プランの変更として内容変更)</p> <p>当社は、決済システム利用料の料金プランを変更する場合があります。この場合において、当社は加盟店に対し、事前にその内容を通知または公表することで決済システム利用料の料金プランの変更を行うことができるものとします。</p>

新旧対照表 (PayPayマイストア ライトプラン加盟店規約)

項目	2021年9月30日まで	2021年10月1日以降
第4条2項	<p>前項第1号のPayPayマイストア月額利用料は、マイストア加盟店店舗がPayPayマイストアサービスの利用を開始した月よりマイストア加盟店店舗ごとに発生するものとし、月の途中からその利用を開始した場合または月の途中においてその利用を終了した場合であっても、日割り計算等はしません。</p>	<p>(PayPayマイストア利用料の対象加盟店店舗について変更)</p> <p>前項第1号のPayPayマイストア月額利用料は、マイストア加盟店店舗のうち実店舗として利用しているマイストア加盟店店舗を対象に、PayPayマイストアライトプランの利用を開始した月より対象のマイストア加盟店店舗ごとに発生するものとし、月の途中からその利用を開始した場合または月の途中においてその利用を終了した場合であっても、日割り計算等はしません。</p>
第4条8項	<p>当社は、PayPayマイストア月額利用料の金額を変更する場合があります。当該変更の際し、当該金額を増加させる場合、当社はマイストア加盟店に対し事前にその内容を通知または公表することでPayPayマイストア月額利用料の金額の変更をすることができるものとします。</p>	<p>(料金呼称の変更)</p> <p>当社は、PayPayマイストア利用料等の金額を変更する場合があります。当該変更の際し、当該金額を増加させる場合、当社はマイストア加盟店に対し事前にその内容を通知または公表することでPayPayマイストア利用料等の金額の変更をすることができるものとします。</p>
第9条1項	<p>PayPayマイストアサービス利用契約の有効期間は、契約の成立日から当該契約成立日が属する月の翌月末日までとします。ただし、契約期間満了日の30日前までに当社またはマイストア加盟店のいずれからも別段の意思表示がなされない場合には、同一条件で1か月延長されるものとし、以後も同様とします。本項の定めにかかわらず、マイストア加盟店との間のPayPay加盟店規約に基づく代金決済サービス利用契約 (PayPay加盟店契約) が理由の如何を問わず終了したときは、当該終了日をもって、PayPayマイストアサービス利用契約も終了するものとします。</p>	<p>(自動更新における意思表示期日を変更)</p> <p>PayPayマイストア ライトプラン利用契約の有効期間は、契約の成立日から当該契約成立日が属する月の翌月末日までとします。ただし、契約期間満了日の20日前までに当社またはマイストア加盟店のいずれからも別段の意思表示がなされない場合には、同一条件で1か月延長されるものとし、以後も同様とします。本項の定めにかかわらず、マイストア加盟店との間のPayPay加盟店規約に基づく代金決済サービス利用契約 (PayPay加盟店契約) が理由の如何を問わず終了したときは、当該終了日をもって、PayPayマイストア ライトプラン利用契約も終了するものとします。</p>